

# 埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金交付要綱

## (趣 旨)

第1条 県は、新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編などの事業再構築を目指す中小企業者等を支援する事業を実施する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定 義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは経済産業省所管の事業再構築補助金の補助対象者をいう。

2 「商工会」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいい、「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。

## (補助事業者)

第3条 補助事業者は、中小企業事業再構築支援事業を実施する一般社団法人埼玉県商工会議所連合会（以下「会議所連合会」という。）及び埼玉県商工会連合会（以下「商工会連合会」という。）とする。

## (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は別表のとおりとする。

## (補助率)

第5条 前条の経費に対する補助率は、当該所要経費の10分の10以内とする。

## (補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限及び提出部数は、知事が定める。

3 規則第4条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 補助事業者は、交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税

率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。また、補助金の支払方法は概算払とする。

2 県は、交付の決定にあたっては、前条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 県は、前条第4項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更は、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(補助金の概算払いの請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第5号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、様式第6号により毎月当月分を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要と認めるときは、前項の報告のほか補助事業の遂行状況について補助事業者に報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の実績について様式第7号による補助事業実績報告書を会計年度終了の日まで（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から7日以内又は会計年度終了の日のいずれか早い日まで）に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第8号により行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに県に報告しなければならない。

2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(書類等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況並びに補助事業の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、かつこれらを主たる事務所に補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象経費の区分	経費区分の明細	内 容
1. 事業再構築支援センター管理運営事業	相談事業費	謝金	事業再構築支援員への報酬、報償費
		旅費	事業再構築支援員の通勤費、調査旅費
	支援事務費	職員旅費	事業再構築支援に係る職員の旅費
		支援事務費	事業再構築支援センター事務局運営に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、賃金
専門家派遣	謝金	事業再構築計画策定支援に係る報償費	
2. 事業再構築セミナー開催事業	セミナー開催費	謝金	セミナー講師等に対する報償費
		旅費	セミナー講師等に対する旅費、連絡調整に係る職員旅費
		セミナー開催費	セミナー開催に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料

様式第1号（第6条関係）

令和 年度埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

所在地  
名称  
代表者氏名

下記により埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金の交付を受けたいので補助金等の  
交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的 県内中小企業者等の事業再構築推進のため
- 2 補助事業の内容 別紙1のとおり
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 補助事業に要する経費の配分 別紙2のとおり

様式第1号 別紙1

補助事業の内容

事業	計画件数等	備考
<p>1. 事業再構築支援センター管理運営事業</p> <p>(1) 事業再構築支援員の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業再構築支援員の設置</li> <li>・相談件数</li> </ul> <p>(2) 事業再構築計画策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣回数</li> <li>・計画策定支援事業者数</li> </ul>	<p>人</p> <p>件</p> <p>回</p> <p>件</p>	<p>氏名</p>
<p>2. 事業再構築セミナー開催事業</p> <p>(1) 事業再構築セミナーの開催</p>	<p>回</p>	<p>開催時期、内容</p>

様式第1号 別紙2 (経費配分書)

事業区分	補助対象経費の区分	経費区分の明細	内 容	補助事業に要する経費	補助金交付申請額	備考
1. 事業再構築支援センター管理運営事業	相談事業費	謝金	事業再構築支援員への報酬、報償費			
		旅費	事業再構築支援員の通勤費、調査旅費			
	支援事務費	職員旅費	事業再構築支援に係る職員の旅費			
		支援事務費	事業再構築支援センター事務局運営に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、賃金			
	専門家派遣	謝金	事業再構築計画策定支援に係る報償費			
	事業再構築支援センター管理運営事業計					
2. 事業再構築セミナー開催事業	セミナー開催費	謝金	セミナー講師等に対する報償費			
		旅費	セミナー講師等に対する旅費、連絡調整に係る職員旅費			
		セミナー開催費	セミナー開催に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料			
	事業再構築セミナー開催事業計					
合 計						

様式第2号（第7条関係）

令和 年度埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円  
なお、補助事業の内容及び経費の配分については、申請書記載のとおりとする。
- 2 支払方法  
概算払いとする。



### 3 条 件

- (1) 補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又は条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無に関わらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは返還すること。
- (2) 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年規則第15号）、埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金交付要綱、埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金交付要綱の運用に定めるところに従わなければならない。
- (3) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなる。

様式第3号（第9条関係）

令和 年度埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金に係る補助事業の変更承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

所在地  
名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業の（内容、経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容 別紙のとおり
- 3 変更後の交付申請額 金 円

※ 交付申請額に変更がある場合のみ

## (1) 事業の内容

## ① ○○○事業

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

## ② ○○○事業

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

(2) 経費の配分

事業区分	補助対象経費の区分	経費区分の明細	内 容	補助事業に要する経費		補助金交付申請額		備考
				変更前	変更後	変更前	変更後	
1. 事業再構築支援センター管理運営事業	相談事業費	謝金	概要:					
		旅費	概要:					
	支援事務費	職員旅費	概要:					
		支援事務費	概要					
	専門家派遣	謝金	派遣件数: (変更前) 回 (変更後) 回 概要:					
	事業再構築支援センター管理運営事業計							
2. 事業再構築セミナー開催事業	セミナー開催費	謝金	概要:					
		旅費	概要:					
		セミナー開催費	概要:					
	事業再構築セミナー開催事業計							
合 計								

様式第4号（第10条関係）

令和 年度埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金に係る  
補助事業の中止（廃止）承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

所在地  
名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を  
受けた補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の期間
- 3 添付書類

（注） 中止（廃止）の理由を立証する書類を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

令和 年度埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金概算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地  
名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった上記補助金について、下記金額の概算払を請求します。

なお、交付決定通知書付記の条件はすべて了承します。

記

1 補助金概算払請求額 金 円

内 訳	交付決定額	円
	概算払受領済額	円
	今回請求額	円
	残 額	円

2 振込先

金融機関名													
店舗名													
預金種別	1. 普通預金			2. 当座預金				3. その他					
口座番号								※右詰記入					
口座名義 カ ナ													

様式第6号（第12条関係）

令和 年度埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金に係る  
補助事業遂行状況報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地  
名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった  
上記補助事業について、令和 年 月 日現在における補助事業の  
遂行状況を別添1～3のとおり報告します。

相談実績(相談先別・分類別)

月分

番号	月日	相談先	左記相談先の名称・担当者		相談分類	左記の具体的相談内容	事業再構築補助金の要件に該当しない場合の支援内容 ※複数選択可	左記の「⑤その他」の内容	相談者	備考
			相談先名称	担当者						
		ブルダウから選択 ①商工会議所・商工会 ②認定支援機関(①を除く) ③事業者 ④その他	〇〇商工会議所	〇〇	ブルダウから選択 ①事業再構築補助金の内容・申請要件に該当するか ②計画策定のための専門家派遣について ③事業再構築補助金申請・手続について ④その他		ブルダウから選択 ①経営革新計画策定を支援 ②ものづくり補助金申請を支援 ③持続化補助金申請を支援 ④IT導入補助金申請を支援 ⑤その他		〇〇	事業再構築補助金の申請につないだ場合は別紙2の該当番号を、 専門家派遣支援につないだ場合は別紙3の該当番号を記載 (例)別紙2 No.15 別紙3 No.20
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
合計		①商工会議所・商工会 ②認定支援機関(①を除く) ③事業者 ④その他			①事業再構築補助金の内容・申請要件に該当するか ②計画策定のための専門家派遣について ③事業再構築補助金申請・手続について ④その他		①①経営革新計画策定を支援 ②ものづくり補助金申請を支援 ③持続化補助金申請を支援 ④IT導入補助金申請を支援 ⑤その他			

※ 相談ごとに記載すること。番号は別添1における年間での通し番号を使用すること。  
 ※ 「左記の具体的相談内容」欄には、相談内容を簡潔に記載すること。  
 ※ 合計の「相談先」には相談先ごとの件数を、「相談分類」には相談分類ごとの件数を、「事業再構築補助金の要件に該当しない場合の支援内容」には支援内容ごとの件数をそれぞれ記入すること。



事業再構築補助金申請・採択実績

番号	企業名	代表者名	住所(登記簿・住民票)	業種	事業再構築テーマ	申請日	採択・不採択の別	支援専門家		認定経営革新等支援機関・担当者		備考
								職名	氏名	認定支援機関名	担当者名	
入力の注意 1	(株)〇〇製作所	〇〇 〇〇	さいたま市浦和区高砂3-15-1	ブルダウから選択 ①建設業②製造業③情報通信業④運輸業、郵便業⑤卸売業・小売業⑥不動産業・物品賃貸業⑦学術研究、専門・技術サービス業⑧宿泊業・飲食サービス業⑨生活関連サービス業・娯楽業⑩教育・学習支援業⑪医療・福祉⑫サービス業(他に分類されないもの)⑬その他の分類		2021/10/30	ブルダウから選択 ①採択 ②不採択 ③書類不備により審査されず ④審査結果待ち	中小企業診断士	〇〇 〇〇	〇〇信用金庫	〇〇	
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
	合 計			①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤卸売業・小売業 ⑥不動産業・物品賃貸業 ⑦学術研究、専門・技術サービス業 ⑧宿泊業・飲食サービス業 ⑨生活関連サービス業・娯楽業 ⑩教育・学習支援業 ⑪医療・福祉 ⑫サービス業(他に分類されないもの) ⑬その他の分類			①採択 ②不採択 ③書類不備により審査されず ④審査結果待ち					

※ 今年度補助金申請済の案件について、申請ごとに記載すること。  
 ※ 番号は別添2における年間の通し番号を使用すること。  
 ※ 企業ごとに「事業再構築テーマ」の詳細内容及び「不採択」の場合は不採択の理由を別に整備しておくこと。  
 ※ 合計の「業種」には、それぞれの件数を記入すること。  
 ※ 合計の「採択・不採択の別」には、それぞれの件数を記入すること。

専門家派遣実績												
月分											備考	
番号	事業再構築計画 策定支援日	企業名	業種	事業再構築テーマ	経営革新計画の 策定支援の有無	左記で「有」の場合 経営革新計画 策定支援日	支援専門家		専門家謝金(円)	支援商工団体・担当者		備考
							職名	氏名		支援商工団体名	担当者名	
大の 注 意 二	2021/11/19 2021/11/26 2021/12/3	(株)〇〇製作所	ブルダウから選択 ③建設業④製造業⑤情報通信業⑥運輸業、郵便業⑦卸売業・小売業⑧不動産業・物品賃貸業⑨学術研究、専門・技術サービス業⑩宿泊業・飲食サービス業⑪生活関連サービス業・娯楽業⑫教育・学習支援業⑬医療・福祉⑭サービス業(他に分類されないもの)⑮その他の分類		ブルダウから選択 ①有 ②無	2021/10/22 2021/10/29 2021/11/5 2021/11/12	中小企業診断士	〇〇 〇〇	60000	〇〇商工会議所	〇〇	事業再構築補助金の申請 につないだ場合は別紙2の 該当番号を記載 (例)別紙3 No.25
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
合 計			①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤卸売業・小売業 ⑥不動産業・物品賃貸業 ⑦学術研究、専門・技術サービス業 ⑧宿泊業・飲食サービス業 ⑨生活関連サービス業・娯楽業 ⑩教育・学習支援業 ⑪医療・福祉 ⑫サービス業(他に分類されないもの) ⑬その他の分類		①有 ②無							
※ 本表は事業再構築計画策定支援を行った場合に記載すること。経営革新計画の策定支援のみの場合は記載しないこと。 ※ 番号は別添3における年間で通し番号を使用すること。 ※ 事業者ごとに記載すること。1事業者の支援専門家が複数いる場合は支援日ごとに分けても構わないが、事業者ごとに名寄せすること。 ※ 専門家派遣ごとに支援した内容を別に整備しておくこと。 ※ 「専門家謝金(円)」には、事業再構築計画策定支援に要した謝金のみ記入すること。 ※ 合計の「業種」には、それぞれの件数を記入すること。 ※ 合計の「経営革新計画の策定支援の有無」には、それぞれの件数を記入すること。 ※ 「支援商工団体・担当者」は、専門家の派遣事務を行った商工団体・担当者とする。												

様式第7号（第13条関係）

令和 年度埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金に係る

補助事業実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県中小企業事業再構築支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、別添のとおり報告します。

様式第7号 別紙1

補助金決算総表

補助事業に 要した経費	交付決定額	概算払済額 (A)	補助対象経費 (B)	(A - B)
円	円	円	円	円

様式第7号 別紙2

補助金支払明細書

事業区分	補助対象経費の区分	経費区分の明細	内 容	概算払済額	補助事業に要した経費	補助対象経費
1. 事業再構築支援センター管理運営事業	相談事業費	謝金	事業再構築支援員への報酬、報償費			
		旅費	事業再構築支援員の通勤費、調査旅費			
	支援事務費	職員旅費	事業再構築支援に係る職員の旅費			
		支援事務費	事業再構築支援センター事務局運営に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、賃金			
	専門家派遣	謝金	事業再構築計画策定支援に係る報償費			
	事業再構築支援センター管理運営事業計					
2. 事業再構築セミナー開催事業	セミナー開催費	謝金	セミナー講師等に対する報償費			
		旅費	セミナー講師等に対する旅費、連絡調整に係る職員旅費			
		セミナー開催費	セミナー開催に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料			
	事業再構築セミナー開催事業計					
合 計						





様式第7号 別紙4

埼玉県中小企業事業再構築支援事業実績報告書

事業		計画件数等	実施状況	備考
1. 事業再構築支援センター管理運営事業 (1) 事業再構築支援員の設置 ・ 事業再構築支援員の設置		人	人	氏名
・ 相談件数		件	件	
内訳	① 商工会議所・商工会	-	件	詳細は別添1のとおり
	② 認定経営革新等支援機関(①を除く)	-	件	
	③ 事業者	-	件	
	④ その他	-	件	
(2) 事業再構築計画策定支援 ・ 専門家派遣回数		回	回	詳細は別添2、別紙3のとおり
・ 計画策定支援事業者数		件	件	
内訳	① 事業再構築補助金申請件数	-	件	
	② // 支援中件数	-	件	
	③ // 採択件数	-	件	
	④ // 不採択件数	-	件	
	⑤ // 結果待ち件数	-	件	
2. 事業再構築セミナー開催事業 (1) 事業再構築セミナーの開催		回	回	開催時期、内容



相談実績(相談先別・分類別)

番号	月日	相談先	左記相談先の名称・担当者		相談分類	左記の具体的な相談内容	事業再構築補助金の要件に該当しない場合の支援内容 ※複数選択可	左記の「⑤その他」の内容	相談者	備考
			相談先名称	担当者						
入力時の注意→		ブルダウんから選択 ①商工会議所・商工会 ②認定支援機関(①を除く) ③事業者 ④その他	〇〇商工会議所	〇〇	ブルダウんから選択 ①事業再構築補助金の内容・申請要件に該当するか ②計画策定のための専門家派遣について ③事業再構築補助金申請・手続について ④その他	ブルダウんから選択 ①経営革新計画策定を支援 ②ものづくり補助金申請を支援 ③持続化補助金申請を支援 ④IT導入補助金申請を支援 ⑤その他		〇〇	事業再構築補助金の申請につないだ場合は別紙2の該当番号を、専門家派遣支援につないだ場合は別紙3の該当番号を記載 (例)別紙2 No.15 別紙3 No.20	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
合計		①商工会議所・商工会 ②認定支援機関(①を除く) ③事業者 ④その他			①事業再構築補助金の内容・申請要件に該当するか ②計画策定のための専門家派遣について ③事業再構築補助金申請・手続について ④その他	①経営革新計画策定を支援 ②ものづくり補助金申請を支援 ③持続化補助金申請を支援 ④IT導入補助金申請を支援 ⑤その他				

※ 相談ごとに記載すること。番号は別添1における年間での通し番号を使用すること。  
 ※ 「左記の具体的な相談内容」欄には、相談内容を簡潔に記載すること。  
 ※ 合計の「相談先」には相談先ごとの件数を、「相談分類」には相談分類ごとの件数を、「事業再構築補助金の要件に該当しない場合の支援内容」には支援内容ごとの件数をそれぞれ記入すること。

事業再構築補助金申請・採択実績

番号	企業名	代表者名	住所(登記簿・住民票)	業種	事業再構築テーマ	申請日	採択・不採択の別	支援専門家		認定経営革新等支援機関・担当者		備考
								職名	氏名	認定支援機関名	担当者名	
入力の注意 -	(株)〇〇製作所	〇〇 〇〇	さいたま市浦和区高砂3-15-1	ブルダウから選択 ①建設業、②製造業、③情報通信業、④運輸業、郵便業、⑤卸売業・小売業、⑥不動産業・物品賃貸業、⑦学術研究、専門・技術サービス業、⑧宿泊業・飲食サービス業、⑨生活関連サービス業・娯楽業、⑩教育・学習支援業、⑪医療・福祉、⑫サービス業(他に分類されないもの)、⑬その他の分類		2021/10/30	ブルダウから選択 ①採択 ②不採択 ③書類不備により審査されず ④審査結果待ち	中小企業診断士	〇〇 〇〇	〇〇信用金庫	〇〇	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
合計				①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業・郵便業 ⑤卸売業・小売業 ⑥不動産業・物品賃貸業 ⑦学術研究・専門・技術サービス業 ⑧宿泊業・飲食サービス業 ⑨生活関連サービス業・娯楽業 ⑩教育・学習支援業 ⑪医療・福祉 ⑫サービス業(他に分類されないもの) ⑬その他の分類			①採択 ②不採択 ③書類不備により審査されず ④審査結果待ち					

専門家派遣実績

番号	事業再構築計画 策定支援日	企業名	業種	事業再構築テーマ	経営革新計画の 策定支援の有無	左記で「有」の場合 経営革新計画 策定支援日	支援専門家		専門家謝金(円)	支援商工団体・担当者		備考
							職名	氏名		支援商工団体名	担当者名	
入 力 時 の 注 意 一	2021/11/19 2021/11/26 2021/12/3	株)〇〇製作所	ブルダウから選択 ①建設業②製造業③情報通信業④運輸業、郵便業⑤ 卸売業・小売業⑥不動産業・物品賃貸業⑦学術研究、 専門・技術サービス業⑧宿泊業・飲食サービス業⑨生活 関連サービス業・娯楽業⑩教育・学習支援業⑪医療・福 祉⑫サービス業(他に分類されないもの)⑬その他の分 類		ブルダウから選択 ①有 ②無	2021/10/22 2021/10/29 2021/11/5 2021/11/12	中小企業診断士	〇〇 〇〇	60,000	〇〇商工会議所	〇〇	事業再構築補助金の申請 につないだ場合は別紙2の 担当番号を記載 (例)別紙3 No.25
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
	合 計		①建設業 ②製造業 ③情報通信業 ④運輸業、郵便業 ⑤卸売業・小売業 ⑥不動産業・物品賃貸業 ⑦学術研究、専門・技術サービス業 ⑧宿泊業・飲食サービス業 ⑨生活関連サービス業・娯楽業 ⑩教育・学習支援業 ⑪医療・福祉 ⑫サービス業(他に分類されないもの) ⑬その他の分類		①有 ②無							
※ 本表は事業再構築計画策定支援を行った場合に記載すること。経営革新計画の策定支援のみの場合は記載しないこと。 ※ 番号は別添3における年間での通し番号を使用すること。 ※ 事業者ごとに記載すること。1事業者の支援専門家が複数いる場合は支援日ごとに分けても構わないが、事業者ごとに名寄せすること。 ※ 専門家派遣ごとに実施した内容を別に整備しておくこと。 ※ 「専門家謝金(円)」には、事業再構築計画策定支援に要した謝金のみ記入すること。 ※ 合計の「業種」には、それぞれの件数を記入すること。 ※ 合計の「経営革新計画の策定支援の有無」には、それぞれの件数を記入すること。 ※ 「支援商工団体・担当者」は、専門家の派遣事務を行った商工団体・担当者として。												

様式第8号（第14条関係）

令和 年度埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金確定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金に係る補助事業については、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

確 定 額 金 円

様式第9号（第15条関係）

令和 年度埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金に係る消費税  
及び地方消費税額の確定に伴う報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金交付要綱第14条第1項に基  
づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（県が確定通知書により通知した額）
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消  
費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費  
税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。